

令和3年度空き家支援のご案内

町では、「空家等対策の推進に関する条例」と「空家等対策計画」に基づき、

空き家の支援事業（診断・解体・活用）を創設しました。

※事前に町へご相談ください。

1

空き家の状態を把握する費用を支援します。

○事業名：空家等状態調査事業補助金 ※①

※建築士法の資格を持った登録調査士が判定する費用が対象になります。

●補助対象者 空き家の所有者などで空き家の状態を確認したい方

●助成費用 補助率：調査費用の二分の一 上限金額 32 千円

●必要書類 住宅の登記事項証明書等（所有者などを確認できるもの）、費用の見積書



○事業名：空家等除却支援事業補助金

※①の空家等状態調査事業で調査された次の住宅が対象です。

●対象住宅 老朽空家 ※1 （補助率：解体費用の二分の一 補助上限金額 50 万円）

準老朽空家 ※2 （補助率：解体費用の二分の一 補助上限金額 30 万円）

※1 老朽空家…管理不全状態または国交省基準により損傷度の高い空き家

※2 準老朽空家…旧耐震基準（S56.5.31 以前建築）の木造住宅で、屋根や外壁に損傷がある空き家

●補助金加算措置 空き家の構造、面積、立地場所などで補助金の上乗せがあります。

3

地域で空き家を活用しませんか。

地縁団体などの団体が空き家を活用するための改修費用を支援します。

○事業名：空家等地域貢献活用支援モデル事業補助金

●補助対象者 市町村の認可を受けた地縁団体など

●補助対象経費 空き家の改修工事など

例) 空き家の内装工事、外壁工事、水回りの改修、庭木の伐採など

●助成費用 補助率：五分之四 補助上限金額 2 千万円

●事業期間 令和2年から令和4年までの3年間のモデル事業です。

4

お持ちの空き家が売りやすくなります。

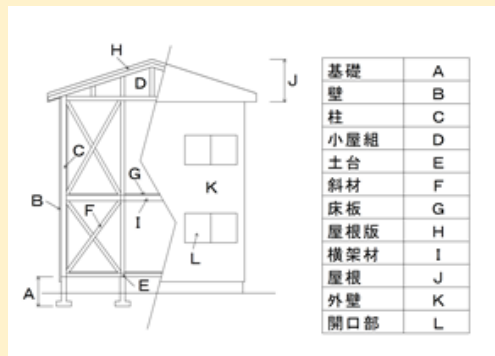
売買を予定されている空き家を、建築士が目視できる範囲で調査します。

○事業名：空き家診断事業

例) 空き家の基礎、外壁などに生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況調査

- 補助対象者 「おい町空き家情報バンク」物件登録者
- 補助対象経費 空き家の診断費用
- 補助率 三分の二 補助上限金額 35 千円
- 補助の利用要件 「空き家情報バンク」未登録物件も、情報バンク登録手続きと並行して診断を受けることができます。

※一般住宅の「既存住宅状況調査（インスペクション）」です。



目視の範囲で調査します。

5

お持ちの空き家を広く紹介します。

お持ちの空き家で、売りたい・貸したい物件を町のホームページで町内外の方に広く紹介しています。

○事業名：空き家情報バンク

- 対象住宅 売りたい、または貸したい住宅
- 紹介情報 物件の情報、所在地、間取り、売値または賃料
※部屋の間取りも画像で紹介できます。

（ご注意）物件の見学や交渉には、町は仲介できませんのでご了承ください。



担当：おい町建設課